

事務連絡
令和元年8月9日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学を設置する各地方公共団体の長 殿
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

令和元年度「職業実践力育成プログラム」(BP)の申請等について(依頼)

平成27年7月31日に、別紙1(別添1内)のとおり、「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程」(平成27年文部科学省告示第124号)が公布・施行され、大学等のプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的な課程を「職業実践力育成プログラム」(BP:Brush up Program for professional)として文部科学大臣が認定して奨励する仕組みを創設し、平成30年4月現在で、222課程を認定しました。

令和元年度においても、令和元年8月9日(金)から令和元年10月4日(金)の期間で、「職業実践力育成プログラム」(BP)の公募(令和2年4月1日以降の課程が対象)を行いますので、申請を希望する場合には、別添1「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程の施行等について(通知)」、別添2「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項、その他追って当省ホームページに掲載する関係資料をご覧ください、必要な調書を作成し、申請されるようお願いいたします。(なお、様式等は、令和元年8月9日(金)以降に当省のホームページに掲載しますので、確認の上、ダウンロードして申請してください。)

※ 平成27年度認定本プログラムの定期確認については別途ご連絡する予定です。

本制度は、社会人の学び直しを継続的・発展的に拡大していくための土台となる仕組みであり、文部科学省における社会人の学び直し関係施策や関係省庁の政策との連携を行っています。

また、本制度に認定されたプログラムについては厚生労働省の教育訓練給付制度による支援が受けられます。（※教育訓練給付制度による支援を受けるためには、別途、厚生労働省への申請が必要となります。）

参考：厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyououryouku/career_formation/kyouiku/index.html

○「職業実践力育成プログラム」（BP）の申請方法等について

ア 申請方法

必要な調書8部（正本1部及び副本（複写可）7部）を下記申請先に送付いただくとともに、同様の資料を電子メールでも御提出ください（電子メールで御提出いただく資料のうち、当方が定める各様式についてはデータ形式を変換等しないでExcel形式でご提出ください。）。

イ 申請先

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課BP担当宛

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

E-mail：syogai@mext.go.jp

ウ 申請期限

令和元年10月4日（金）17時まで ※必着

<添付書類>

【参考】「職業実践力育成プログラム」（BP）認定制度について（概要）

【別添1】大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程の施行等について（通知）

【別添2】「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項

※その他関連資料も含め、令和元年8月9日（金）以降に、文部科学省ホームページにおいてダウンロードが可能です。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/bp/index.htm)

各種リンク

(2) 手続き関係（申請書類等）

※本年度は「職業実践力育成プログラム」（BP）の公募に関する説明会は実施しません。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
BP担当

電話：03-5253-4111（内線3672）